

ICT 活用工事における各実施要領の主な改定点

（令和 8 年 4 月 1 日）

1. 新規工種の追加

サンドコンパクションパイル工：実施要領（地盤改良工）に追加

2. ICT 舗装工（修繕工）

- ・「受注者希望 1 型」を追加
ICT 活用の実施の可否を協議する「実施協議」を必須とする
- ・「3 次元起工測量」、「3 次元設計データ作成」、「ICT 建設機械による施工」、「3 次元出来形管理等の施工管理」、「3 次元データの納品」の全てを実施するものとする

3. ICT 土工

積算要領の当初積算時の数量算出方法について、全土工数量を ICT 建設機械による施工とする

4. ICT 土工 1000 m³未満、ICT 小規模土工

ICT 土工 1000 m³未満、ICT 小規模土工の実施要領を廃止し、ICT 土工実施要領に統合